

「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」の補足説明

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明																															
オンサイト設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、完了届の提出期日（特定建築物の工事完了から30日以内）までに設備の設置ができない場合 <令和7年3月7日記載>	第4部 2 添付資料（根拠書類等）表：◆共通資料(3)（82ページ） 義務履行方法ごとに必要な添付資料の詳細を示す。複数の手法に該当する場合は、該当する全ての区分に応じた資料を添付する。 添付書類は、履行方法ごとに定めた要件・内容が確認できる書類や図面等であれば良く、「条例・規則・要綱」においても具体的な書類名称を指定していない。 このため、添付書類の準備に迷う場合は、必ず本市への事前相談を行うこと。 ◆共通資料（義務履行の方法に拠らず、提出が必須となる資料） <table><tr><th></th><th>措置等</th><th>必要な添付書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>全ての特定建築物</td><td> - 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 - 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図 </td></tr><tr><td>(2)</td><td>太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合</td><td> - 縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する </td></tr><tr><td>(3)</td><td>その他市長が必要と認める場合</td><td>・その他市長が必要と認める資料</td></tr></table> ◆オンサイト設置 <table><tr><th></th><th>措置等</th><th>必要な添付書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>太陽光発電設備等を設置する場合</td><td> - 太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等 </td></tr><tr><td>(2)</td><td>太陽光発電設備を設置する場合</td><td> - 太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など </td></tr><tr><td>(3)</td><td>発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合</td><td> - 当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする </td></tr><tr><td>(4)</td><td>定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】</td><td> - 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 - 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 - 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 - 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」 </td></tr></table>		措置等	必要な添付書類	(1)	全ての特定建築物	- 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 - 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図	(2)	太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する	(3)	その他市長が必要と認める場合	・その他市長が必要と認める資料		措置等	必要な添付書類	(1)	太陽光発電設備等を設置する場合	太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等	(2)	太陽光発電設備を設置する場合	太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など	(3)	発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする	(4)	定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	- 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 - 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 - 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 - 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」	オンサイト設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、完了届の提出期日（特定建築物の工事完了から30日以内）までに設備の設置ができない場合、「表：◆共通資料」にある「その他市長が必要と認める資料」として、次の添付書類を提出するものとする。 <table><tr><th></th><th>必要な添付書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等</td></tr></table> なお、第三者が太陽光発電設備等の設置を行う場合、設置した設備の投資回収を考慮し、一般的には長期契約となるが、オンサイト設置における第三者による太陽光発電設備等の設置については、長期契約であることを要件としない。		必要な添付書類	(1)	発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等
	措置等	必要な添付書類																															
(1)	全ての特定建築物	- 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 - 縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図																															
(2)	太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する際の事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する																															
(3)	その他市長が必要と認める場合	・その他市長が必要と認める資料																															
	措置等	必要な添付書類																															
(1)	太陽光発電設備等を設置する場合	太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等																															
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など																															
(3)	発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする																															
(4)	定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	- 再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 - 系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 - 系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 - 再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」																															
	必要な添付書類																																
(1)	発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等																																

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明
太陽光発電設備設置可能面積の算定における「面積除外部分」では、法令・条例等に基づき屋上に設置する駐輪場の部分は認められるか <令和7年3月25日記載>	第2部 6 太陽光発電設備設置可能面積及び面積除外部分（14ページ） （前略） このため、法令等により屋上設置が求められる設備等の部分の面積（以下「面積除外部分」という。後述。）を建築面積から除外して得た面積（以下「太陽光発電設備設置可能面積」という。）が「建築面積の5%」未満となる場合、太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量（算定値）の計算式における「面積」（10ページ参照）として適用することができる。なお、その場合は根拠図面の提出を要する。 （中略） 【面積除外部分】 （中略） （7）その他市長が認める部分（17ページ） 屋根の傾斜角が60度を超える部分、地上高が60mを超える部分等は面積除外とすることができる。 地上高 60m超え 60度 超え その他市長が必要と認める部分の例 ・屋根の傾斜角が60度を超える部分又は地上高が60mを超える部分（JIS C 8955により風圧荷重の係数の適用範囲外である部分） ・バルコニー（建築物の外壁からはね出した部分） ・吹きさらしの廊下、屋外階段、スロープ、車路等で屋根のない部分又はこれに類する部分 ・同じ階の専有部分から連続したルーフバルコニー ・天窓（トップライト）及びその周囲30cm以内の部分 ・雨どい、パラペット、排水溝の部分 ・地区計画等における公共用の通路等で屋根のない部分又はこれに類する部分	法令、条例等により屋上へ設置しなければならない根拠や太陽光発電設備の設置が非効率である根拠がある部分は、「(7)その他市長が認める部分」として、面積除外できる（根拠資料の提出を要する）。なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認めない。 その他市長が必要と認める部分の例： ・川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない自転車等駐車場の部分 ※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数－屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。 ・川崎市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない駐車施設の部分 ※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数－屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明																
太陽光発電設備設置可能面積の算定における「面積除外部分」では、「法令・条例等により緑化する部分は面積除外できる…」とあるが、法令・条例等を満たすために必要な緑化部分だけが対象か <令和7年5月12日記載>	第2部 6 太陽光発電設備設置可能面積及び面積除外部分（14ページ） （前略） （2）法令、条例等により緑化する部分（15ページ） 法令、条例等により緑化する部分は面積除外できる。なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認めない。  屋上緑化など 法令、条例等により緑化する部分の例 ・工場立地法に基づく緑地面積割合への適合 ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議 ・川崎市環境影響評価に関する条例に基づく緑の量の評価（緑被率） ・地区計画（地区整備計画）の建築物の緑化率の最低限度への適合	法令、条例等により緑化する部分について以下の各種届出及び申請における緑地とされた面積を面積除外部分とする（最低限度の基準による面積に限らない）。 ・工場立地法に基づく緑地面積割合への適合 ・川崎市緑の保全及び緑化推進に関する条例に基づく緑化協議 ・川崎市環境影響評価に関する条例に基づく緑の量の評価（緑被率） ・地区計画（地区整備計画）の建築物の緑化率の最低限度への適合 ただし、設置基準量（算定値）の計算に用いる面積より除外できるが、最低限設置を求める量（下限）、設置を求める量の最大量（上限）は変更ない。																
経過措置に該当する場合であっても、計画書を提出して市ホームページに公表することで自社の取組をPRすることはできないか <令和7年5月12日記載>	第2部 8 経過措置（19ページ） 令和7年3月31日までに特定建築物について次のいずれかの行為を行う場合は対象外とする（経過措置）（条例改正附則4及び規則制定附則5）。 <table><tr><th>手続等</th><th>法令等</th></tr><tr><td>(1) 建築確認申請</td><td>建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項</td></tr><tr><td>(2) 総合設計の許可申請</td><td>建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請</td></tr><tr><td>(3) 環境アセスメントの提出等</td><td>環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10・2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出</td></tr><tr><td>(4) 中高層条例による標識設置</td><td>川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置</td></tr><tr><td>(5) CASBEE 川崎の提出</td><td>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出</td></tr><tr><td>(6) 総合調整条例による事前届出書の提出</td><td>川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出</td></tr><tr><td>(7) 開発行為の事前審査申請書の提出</td><td>都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2・1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請</td></tr></table>	手続等	法令等	(1) 建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項	(2) 総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請	(3) 環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10・2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出	(4) 中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置	(5) CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出	(6) 総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出	(7) 開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2・1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請	令和7年3月31日までに左表の(2)から(7)のいずれかの行為を行う場合は規則制定附則5により、太陽光発電設備等の設置を要せず、計画書の提出を「要しない」。ただし、特定建築主が希望する場合は計画書を提出することができる。計画書を提出した場合は、変更届、完了届等の各種届出の提出も必要となる。 なお、令和7年3月31日までに建築確認申請（建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項）を行う場合は、条例改正附則4により、条例の規定を「適合しない」ため、特定建築主が希望する場合であっても、計画書の提出はできない。
手続等	法令等																	
(1) 建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項																	
(2) 総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請																	
(3) 環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10・2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出																	
(4) 中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置																	
(5) CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出																	
(6) 総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出																	
(7) 開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2・1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請																	

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明																											
オンサイト設置であって、計画書提出段階では、設置範囲は決めているものの、リース業者が決まっていないなどにより、「太陽光発電設備の定格出力を示す資料」の提示が困難な場合 ＜令和7年5月27日記載＞	第3部第2章 3 太陽光発電設備の設置（P28） (2) 設置容量[kW]の算定 太陽光発電設備の設置容量は太陽電池アレイの定格出力を計上する。 PCS（パワーコンディショナー）の出力値や売電メーターでの電力量による計上ではない点に注意すること。 第4部 2 添付資料（根拠書類等）（P82） 義務履行方法ごとに必要な添付資料の詳細を示す。複数の手法に該当する場合は、該当する全ての区分に応じた資料を添付する。 添付書類は、履行方法ごとに定めた要件・内容が確認できる書類や図面等であれば良く、「条例・規則・要綱」においても具体的な書類名称を指定していない。 このため、添付書類の準備に迷う場合は、必ず本市への事前相談を行うこと。 ◆共通資料（義務履行の方法に拠らず、提出が必須となる資料） <table><tr><th></th><th>措置等</th><th>必要な添付書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>全ての特定建築物</td><td>・方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 ・縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図</td></tr><tr><td>(2)</td><td>太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合</td><td>・縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する </td></tr><tr><td>(3)</td><td>その他市長が必要と認める場合</td><td>・その他市長が必要と認める資料</td></tr></table> ◆オンサイト設置 <table><tr><th></th><th>措置等</th><th>必要な添付書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>太陽光発電設備等を設置する場合</td><td>・太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等</td></tr><tr><td>(2)</td><td>太陽光発電設備を設置する場合</td><td>・太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など </td></tr><tr><td>(3)</td><td>発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合</td><td>・当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする </td></tr><tr><td>(4)</td><td>定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】</td><td>・再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 ・系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 ・系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 ・再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」</td></tr></table>		措置等	必要な添付書類	(1)	全ての特定建築物	・方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 ・縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図	(2)	太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	・縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する	(3)	その他市長が必要と認める場合	・その他市長が必要と認める資料		措置等	必要な添付書類	(1)	太陽光発電設備等を設置する場合	・太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等	(2)	太陽光発電設備を設置する場合	・太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など	(3)	発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	・当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする	(4)	定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	・再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 ・系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 ・系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 ・再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」	オンサイト設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、計画書提出期日（確認申請の21日前）までに、左表：◆オンサイト設置（2）の太陽光パネルメーカーの仕様図面等による「定格出力を示す資料」の提出が困難な場合は、計画書及び平面図等に以下の事項を記載するものとする。 ・計画書に「太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計」を記載すること ・左表：◆オンサイト設置（1）平面図等下記事項を追記すること ① 計画書に記載した定格出力の確保に必要なメンテナンス等含めた面積及び設置範囲 ② 設置機器が決定した後に変更届にて定格出力を示す資料を提出する旨
	措置等	必要な添付書類																											
(1)	全ての特定建築物	・方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 ・縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置を明示した配置図																											
(2)	太陽光発電設備設置可能面積を設置基準量の算定に使用する場合	・縮尺、方位、建築面積から除外した範囲、当該部分の面積及び規則第25条第2項の各号のうち該当する事由を明示した特定建築物の屋上階の平面図等 面積除外する事由(要綱 第3条 第1～6号)を平面図等に直接記入して提出する																											
(3)	その他市長が必要と認める場合	・その他市長が必要と認める資料																											
	措置等	必要な添付書類																											
(1)	太陽光発電設備等を設置する場合	・太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等																											
(2)	太陽光発電設備を設置する場合	・太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など																											
(3)	発電設備(太陽光発電設備以外)又は熱利用設備を設置する場合	・当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする																											
(4)	定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	・再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 ・系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 ・系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 ・再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） ⇒Excel 様式「表紙」・「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」																											

項目	「特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（第1.0版）」 （令和7年2月28日ホームページ掲載）	補足説明								
建築基準法の「高さに参入しないことができる階段室等の屋上部分」が、建築面積の1/8近くを占めている場合、太陽光発電設備を屋上に設置することで高さに係る規定に抵触するため、設置ができないのでは <令和7年9月5日記載>	（記載なし）	国土交通省「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年国住指第4936号 https://www.mlit.go.jp/common/000146515.pdf）における「第3 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い」に記載のとおり、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等については、建築物の高さに係る規定等の建築基準関係規定に適合する場合にあっては、「建築物の屋上部分」として扱わないこととなり、階段室等が建築面積の1/8近くを占めている建築物の屋上に設置することが可能とある。詳細は、建築主事又は指定確認検査機関等に確認すること。 なお、既存建築物の屋上に太陽光発電設備等を設置する場合のみでなく、新築も該当する（一般財団法人 建築行政情報センター 改正建築基準法Q&Aより）。 ○屋上に設置する太陽光発電設備等の高さ算定の取扱い【技術的助言】 運用改善の内容 屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備のうち、当該設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合するものに関しては建築基準法施行令に規定する「建築物の屋上部分」として取り扱わないことを明確にし、既に「高さに算入しないことができる」階段室等の屋上部分が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物への設置を円滑化する。 屋上部分として扱われる場合 高さに非算入 階段室等の屋上部分（A）が建築面積（C）の1/8以内である既存建築物 ①高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等を設置 ②高さに算入し、高さ規制に抵触するおそれ 太陽光発電設備等（D）が建築物の屋上部分として取扱われ、$A + D > C / 8$となる場合、Aが高さに算入されることとなる。 →Aが高さ規制に抵触する場合、Dは設置できない。 今回の明確化による効果 高さに非算入 階段室等の屋上部分（A）が建築面積（C）の1/8以内である既存建築物 ①高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等を設置 ②引き継ぎ高さに非算入 太陽光発電設備等（D）が建築物の屋上部分として取扱われないため、$A + D > C / 8$となっても、Aは引き継ぎ高さに非算入。 →Dは設置できる。 図：国土交通省ホームページより								
オンサイト設置の場合、発電した電気の利用方法として、特定建築主が利用せずに全量売電する手法は対象になるか。 <令和7年9月5日記載>	第3部第2章 3 太陽光発電設備の設置（P28） (1) 導入手法 オンサイト設置では、特定建築主が太陽光発電設備を所有する手法のほか、リース等の初期費用を軽減する手法により設置することも可能である（当該特定建築物の新築等に伴い設置を計画したもの。設置者や所有者は問わない。）。また、オンサイト設置の場合、発電した電気の利用方法を問わない。 オンサイト設置の手法例を下表に示す。この他、同様の手法についても、基準適合のための措置として利用可能である。 <table><tr><th>手法例</th><th>設備の所有者・電気の利用</th></tr><tr><td>i. 自己設置</td><td>太陽光発電設備を特定建築主が所有し、特定建築主が利用 （完全自家消費※1、余剰売電※2、全量売電※3を問わない。）</td></tr><tr><td>ii. リース</td><td>リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、特定建築主が利用 （自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）</td></tr><tr><td>iii. 屋根貸し</td><td>屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用</td></tr></table> ※1 建物に設置した太陽光発電設備が発電した電気の全てを建物で使い切ること。 （余剰分を蓄電池に貯めることを含む。） ※2 建物に設置した太陽光発電設備が発電した電気の全てを建物では使いきれず、余った電気を系統網に逆潮流すること。 ※3 建物に設置した太陽光発電設備が発電した電気を建物で使用せず、全ての電気を逆潮流すること。	手法例	設備の所有者・電気の利用	i. 自己設置	太陽光発電設備を特定建築主が所有し、特定建築主が利用 （完全自家消費※1、余剰売電※2、全量売電※3を問わない。）	ii. リース	リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、特定建築主が利用 （自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）	iii. 屋根貸し	屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用	オンサイト設置の場合、全量売電する手法も対象である。 P28のオンサイト設置の手法例の表「i.自己設置」及び「ii.リース」において、設備の設置者・電気の利用欄に「特定建築主が利用」とあるが、ここでは特定建築主が発電した電気を活用する意であり、括弧書きに「全量売電を問わない」とあるとおり対象となる。
手法例	設備の所有者・電気の利用									
i. 自己設置	太陽光発電設備を特定建築主が所有し、特定建築主が利用 （完全自家消費※1、余剰売電※2、全量売電※3を問わない。）									
ii. リース	リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、特定建築主が利用 （自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）									
iii. 屋根貸し	屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用									